

次の対象区域において、建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年2月23日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-010	平成27年2月18日	京都市南区吉祥院三ノ宮西町27番地1

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)